

役員報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）の役員報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 役員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事会またはその他の会議に出席した場合は、1回5,000円の費用弁償をする。ただし、役員が法人または施設の職員である場合は、これを支給しない。

2 役員が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。

3 交通費は役員が居住地から計算する。

(改正)

第4条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規定は、平成30年5月20日から施行する。

第4号議案 「役員報酬の総額」及び「役員報酬及び費用弁償規程」
の制定の件

定款第21条役員報酬等につき、以下の様に取り決めることと致したい。
役員に対しては、各年度の報酬の総額は60万円を超えない範囲とする。
それに伴い、新たに役員報酬及び費用弁償規程を制定することと致したい。

評議員の報酬及び費用弁償規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人弥生会（以下法人という。）の評議員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員が、評議員会またはその他の会議に出席した場合は、1回 5,000円の費用弁償をする。ただし、評議員が法人または施設の職員である場合は、これを支給しない。

2 評議員が、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために使用した交通費はその実費を弁償する。

3 交通費は評議員の居住地から計算する。

(改正)

第4条 この規定の改正は、評議員会の議決を経てこれを行う。

附則

この規定は、平成30年5月20日から施行する。

第3号議案 「評議員の報酬の総額」及び「評議員の報酬及び費用弁償規程」 の制定の件

定款第8条評議員の報酬等の変更により、評議員の報酬は無償から有償に変更される。評議員に対しては、各年度の報酬の総額は60万円を超えない範囲とする。

それに伴い、新たに評議員の報酬及び費用弁償規程を制定することと致したい。